

令和4年第9回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年9月27日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年9月27日 午後2時50分							
閉 会	令和4年9月27日 午後3時36分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	欠席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	欠席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	欠席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		萩原 豊 ・ 江原 浩昭						
議事参与		板倉 秀行 ・ 下山 優美						
書 記		高萩 祐哉						

会議事件名

- 議案第34号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第35号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第36号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について

顛末

開会 午後2時50分

【会長代理】 これより、令和4年第9回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号6番 萩原 豊 委員・番号8番 江原 浩昭 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第34号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。なお、本議案には〇〇〇〇推進委員が譲受人となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退出)

それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。

議案第34号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 10筆

番号31

受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されてお

	<p>ります。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は240日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は165.88アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>番号31について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【加藤 勇 推進委員】	<p>番号31について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号32について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号32 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は360日であり、農作業に常時従</p>

	<p>事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は242.14アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号32について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【河野 博 推進委員】	<p>番号32について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第34号について原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>(指名された委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 2筆 賃借権の設定 1件 5筆 使用貸借権の設定 2件 12筆</p> <p>番号42 受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【渡邊 秋夫 農業委員】	<p>番号42について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【武井 正夫 推進委員】	<p>番号42について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックが設置してあります。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと</p>

	<p>思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号43について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号43 受人は、地域医療に従事しています。新型コロナウイルス感染症の関係から現在の駐車場では手狭となったため、今回、駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎 新一 農業委員】	<p>番号43について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【金子 昇 推進委員】	<p>番号43について調査してまいりました。申請地には駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはコンクリート板が設置してあります。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号44について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号44 受人は、現在市外で建設業を営んでいます。埼玉県北本県土整備事務所から発注を受けた一級河川元荒川における河川改修工事のため、本申請地を残土・車輛置場及び仮設事務所として借り受け、一時転用として申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたしますが、担当地区が2つにまたがっていることから、地区ごとに分けてお願いいたします。初めに、鴻巣西地区の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号44について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は1年間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に鴻巣西地区の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号44について調査してまいりました。申請地は、残土・車輛置場及び仮設事務所として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて残土等の搬出入や仮設事務所を設置し、河川改修工事を行います。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるお

	それがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に川里地区の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号44について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。一時転用する期間は1年間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に川里地区の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号44について調査してまいりました。申請地は、残土・車輛置場及び仮設事務所として一時転用を行うということですが、シート及び鉄板を敷いて残土等の搬出入や仮設事務所を設置し、河川改修工事を行います。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号45について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号45 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する

	<p>条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号４５について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は９ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【木暮 剛 推進委員】	<p>番号４５について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、農地所有適格法人である〇〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第３５号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>（全員挙手）</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３５号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p>

続きまして、議案第36号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。なお、本議案には〇〇〇〇農業委員が賃借権設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますことから、〇〇〇〇農業委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。

(指名された委員の退出)

それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

議案について説明します。

議案第36号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について

賃借権の設定 77件 274筆 212,433.49㎡

使用貸借権の設定 7件 8筆 2,586㎡

について、令和4年9月12日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。

【一同】

(質問なし)

【議長】

質問がございませんので、採決を行います。議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】

(全員挙手)

【議長】

挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第36号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。なお、本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇農業委員、

	<p>〇〇〇〇〇推進委員が賃借権設定を受ける者となっている案件が含まれていません。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、5人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p>								
【議長】	<p>それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>								
【事務局】	<p>議案第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、</p> <p>〇〇 〇〇 外35名より</p> <table> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>33件</td> <td>388筆</td> <td>289,258.49㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>7件</td> <td>43筆</td> <td>20,501.61㎡</td> </tr> </table> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。</p> <p>なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>	賃借権の設定	33件	388筆	289,258.49㎡	使用貸借権の設定	7件	43筆	20,501.61㎡
賃借権の設定	33件	388筆	289,258.49㎡						
使用貸借権の設定	7件	43筆	20,501.61㎡						
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>								
【一同】	<p>(質問なし)</p>								
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>								
【一同】	<p>(全員挙手)</p>								
【議長】	<p>全員賛成ですので議案第37号は原案のとおり承認いたします。</p>								

	(指名された委員の入室)																				
【議長】	<p>続きます、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和4年8月11日～令和4年9月12日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">3筆</td> <td style="text-align: right;">330㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">15件</td> <td style="text-align: center;">20筆</td> <td style="text-align: right;">3,469.54㎡</td> </tr> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1筆</td> <td style="text-align: right;">241㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">486㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">20件</td> <td style="text-align: center;">26筆</td> <td style="text-align: right;">4,526.54㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告願いたいいたします。</p> <p>まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。</p>		2件	3筆	330㎡	所有権の移転	15件	20筆	3,469.54㎡	賃借権の設定	1件	1筆	241㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	486㎡	合計届出件数	20件	26筆	4,526.54㎡
	2件	3筆	330㎡																		
所有権の移転	15件	20筆	3,469.54㎡																		
賃借権の設定	1件	1筆	241㎡																		
使用貸借権の設定	2件	2筆	486㎡																		
合計届出件数	20件	26筆	4,526.54㎡																		
【会長代理】	・赤い羽根共同募金について																				
【議長】	最後に事務局から何かありますか。																				
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・8/22 農地利用最適化活動活性化研修会のDVD後日貸出について ・新日本法規出版 図書について ・生産緑地地区の農業従事希望者への斡旋について ・令和4年度最適化活動の目標の設定等について ・農業経営及び農地利用状況に関する調査の流れ等について ・農地パトロールについて ・農振除外審議会について 																				
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和4年第9回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和4年10月25日(火)午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p>																				

閉会 午後 3 時 3 6 分